

開業医共済休業保障制度普通共済約款

開業医共済協同組合

第1章 当組合の責任

(共済の趣旨)

第1条 この共済は、当組合員の傷害または疾病（あわせて以下「傷病」といいます。）による休業時の生活安定と医業経営に寄与することを目的とする開業医共済休業保障制度（以下「共済休保」といいます。）であり、この約款に定める被共済者が共済金の給付に該当した場合に共済金を支払う仕組みのものです。

(当組合の支払責任)

第2条 当組合は、被共済者が日本国内または国外において傷病を被り、その直接の結果として休業、死亡または高度障害に該当した場合に、この約款に従い共済金を支払います。

(用語の定義)

第3条 本約款において使用する用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

(1) 共済契約者

当組合の組合員または当組合が認めた者で、本共済契約を締結する者をいいます。また、共済契約者が本共済契約における共済掛金の支払義務者となります。

(2) 被共済者

本共済契約における共済金を支払うこととなる事由の対象となる者で、次に掲げる者をいいます。また、本共済契約の対象となる者は、新規契約締結時において「健康でかつ正常に就業」している65歳未満の者とします。ただし、65歳以上の者については、継続契約の場合に限って74歳まで被共済者とします。

① 個人立医療機関の開設者または共同経営者が共済契約者となる場合は、当該機関の開設者、共同経営者または被雇用者

② 法人医療機関の理事長または管理者が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者または被雇用者

③ 法人医療機関が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者または被雇用者

(3) 正常に就業

前号の「正常に就業」とは、被共済者が週5日以上かつ週27時間以上業務に従事していることとします。ただし、祝祭日、年末年始、有給休暇および特別休暇など組合が認めた休暇は業務したものと取り扱います。

(4) 共済金受取人

被共済者を共済金受取人とします。ただし、被共済者が死亡した場合は、申込書にあらかじめ指定された者を共済金受取人とし、指定は1名とします。指定されなかった場合は、被共済者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位によります。

(5) 継続契約

第34条（共済契約の自動継続）の定めにより、共済契約が継続された場合の共済契約をいいます。

(6) 新規契約

前号の継続契約以外の共済契約をいいます。

(7) 傷害または疾病

- ① 傷害とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- ② 疾病とは、上記①を除く平成 6 年総務庁告示第 75 号に定める「疾病分類表」によるものをいいます。

(8) 病院または診療所等

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に定める病院または診療所。
- ② 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 25 項に定める護老人保健施設。

(9) 高度障害

傷病を原因とする、別表 1 に掲げるいずれかの状態をいいます。

(10) 入院

被共済者が傷病を被り第三者の医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に収容され、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(11) 業務

診療行為および管理業務に相当する行為、または公務等に従事し報酬を授受する行為をいいます。

(12) 診療（勤務）空白期間

診療（勤務）空白期間とは、診療所移転、診療所の改装、閉院、転勤および解雇（勤務医療機関の倒産等を含みます。）、産前および産後休暇、育児休業、介護休暇、長期欠勤、長期研修、留学、非常勤の勤務医への移行、大学院への入学により、正常に就業しない期間をいいます。

(13) 受療

第三者の医師の指示に従い、治療を受けることをいいます。

(14) 就業不能

被共済者が傷病を被り、次のいずれかの事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

- ① その傷病の治療のため、入院していること。
- ② 上記①以外で、その傷病につき、第三者の医師による診療を受けていること。

(15) 休業

被共済者が傷病により就業不能になったため業務を完全に休むことをいいます。

(16) 自宅療養および入院療養

本共済契約上の入院療養とは、第 10 号に規定する入院中の日の療養をいい、それ以外の療養を自宅療養といいます。

(17) 危険

傷病、死亡または高度障害の発生の可能性をいいます。

(18) 審査委員会

第 2 章（共済金の種類、共済金額および支払要件等）および第 4 章（共済契約締結に関する事項）の規定による共済契約締結、または共済金の支払いの決定、および異議申出の審査をするものとします。

（責任の始期および終期）

第4条 当組合の共済責任は1年とし、共済責任の期間（以下「共済期間」といいます。）は8月1日の午前0時に始まり、8月1日の午前0時に終わります。ただし、第14条（共済契約の申込）第4項ただし書きの規定により12月1日または4月1日を共済期間の初日とする場合には、直後の8月1日の午前0時を共済期間の終期（末日）とします。

2. 前項の共済期間は、共済休保契約証書（以下「休保証書」といいます。）に記載されます。
3. 第1項の時刻は、休保証書発行地の標準時によるものとします。
4. 共済期間が始まった後でも、当組合は、第1回目の共済掛金領収前に生じた傷病に対しては、共済金を支払いません。

（傷病給付に係る共済期間と支払責任の関係）

第5条 当組合は、被共済者が共済期間中に休業を開始した場合に限り、傷病給付金を支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、この共済契約が新規契約である場合において、傷病を被った時が次の各号のいずれかに該当するときは、当組合は、傷病給付金を支払いません。

(1) 傷病が傷害の場合には、共済期間の開始時より前に傷害が生じていたとき

(2) 傷病が疾病の場合には、共済期間の初日を含む月からその月を含めて3ヵ月目の末日の翌日午前0時より前に疾病が発病していたとき

3. 第1項の規定にかかわらず、この共済契約が継続契約である場合には、傷病を被った時がこの共済契約が継続されてきた最初の共済契約の共済期間の開始時より前のときは、当組合は、傷病給付金を支払いません。

4. 第14条（共済契約の申込）第4項ただし書きの規定により12月1日または4月1日を共済期間の初日とする場合には、この共済契約の共済期間の初日の1年後の応当日の前日午前0時までの期間を新規契約とみなし、第2項および第3項の規定を適用します。

第2章 共済金の種類、共済金額および支払要件等

（共済金の種類および共済金額）

第6条 本共済契約上の共済金の種類および共済金額は、次のとおりとします。

(1) 傷病給付金

自宅療養に係る傷病給付金の共済金額は、休業日1日につき1口あたり6,000円です。

入院療養に係る傷病給付金の共済金額は、休業日1日につき1口あたり8,000円です。

(2) 弔慰給付金

共済金額は、1口あたり50万円です。

(3) 高度障害給付金

共済金額は、1口あたり50万円です。

（傷病給付金の支払要件）

第7条 当組合は、被共済者が傷病を被り、受療し、5日以上連続して休業した場合、傷病給付金を共済金受取人に支払います。

2. 前項の傷病給付金は、自宅療養の場合は休業5日目以降の期間に対して、入院療養の場合は休業1日目以降の期間に対して支払います。

3. 第1項による支払事由が生じた場合でも、同じ休業の期間に対して自宅療養に係る傷病給付金と入院療養に係る傷病給付金をそれぞれ支払い、重複しては支払いません。

4. 被共済者が傷病給付金の支払を受けられる期間中、新たに他の傷病を被ったとしても、当組合は、重複しては傷病給付金を支払いません。
5. 被共済者が傷病の治療のために国外で受療し休業したときは、傷病給付金を支払いません。ただし、傷病給付金が支払われないのはその期間に限定されます。
6. 継続契約において、被共済者が傷病を被った時が、この共済契約の共済期間の開始時より前であるときは、当組合は、この共済契約の支払条件により算出された傷病給付金の額と、傷病を被った時の共済契約の支払条件により算出された傷病給付金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

(傷病給付金の支払期間)

第8条 傷病給付金の支払期間は、1休業につき180日、通算で500日を限度とします。ただし、復業後の増悪の場合は新たな休業があったものと見なします。

2. 前項における復業後の増悪の場合、別表2に規定する精神疾患はすべて除きます。
3. この契約が継続されたときは、傷病給付金の支払に際しては、継続前と継続後の共済期間は継続されたものとします。
4. 第1項に定める支払期間には、診療(勤務)空白期間は除きます。

(弔慰給付金の支払要件)

第9条 当組合は、被共済者が傷病を被り、その直接の結果として死亡したときは、弔慰給付金を支払います。

2. 第10条(高度障害給付金の支払要件)の高度障害給付金の支払を受けた者に対しては、弔慰給付金を支払いません。

(高度障害給付金の支払要件)

第10条 当組合は、被共済者が傷病を被り、その直接の結果として高度障害が生じ、その状態に該当すると当組合が認めたときは、高度障害給付金を支払います。ただし、高度障害給付金を受取る前に被共済者本人が死亡した場合には共済金受取人に支払います。

2. 共済金受取人は、前項に定める高度障害状態に該当した日の翌日以降の休業期間に対して支払われた傷病給付金を返還しなければなりません。

第3章 共済金を支払わない場合

(共済金の削減又は共済掛金の追徴)

第11条 共済事業に損失を生じた場合であって、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総会の議決により共済金を削減または共済掛金を追徴することができるものとします。

2. 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済金受取人に支払う共済金との割合により、個々の共済金受取人に割り当てて行うものとします。
3. 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとします。

(共済金を支払わない場合)

第12条 当組合は、被共済者が次の各号のいずれかに該当して休業が生じたとき、または休業中

に該当する行為を行ったときは、傷病給付金を支払いません。

- (1) 被共済者が正常分娩または人工流産により休業したとき
 - (2) 被共済者が整形外科的手術の既往症に関わる抜針、抜釘、内固定材等の除去により休業したとき
 - (3) 被共済者が人工組織、人工臓器を用いたか、臓器移植を行った既往症に関わる置換手術により休業したとき
 - (4) 傷病発生時に電話により医師の指示を受けて被共済者自ら治療し休業したとき
 - (5) 第三者の医師に受療しないで柔道整復師等による施術のみを受けて休業したとき
 - (6) 被共済者が主治医の治療方法に反する受療態度をとったとき
 - (7) 被共済者が麻薬、覚醒剤、睡眠薬、その他薬物等の常用およびこれを原因とする傷病により休業したとき
 - (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動を原因とする傷病により休業したとき
 - (9) 地震、噴火またはこれらによる津波その他これに類似する天災により休業したとき
 - (10) 共済契約者、共済金受取人または被共済者の故意、重大な過失で生じた傷病により休業したとき
 - (11) 被共済者の犯罪行為、闘争行為、刑の執行、拘留もしくは入監中に生じた傷病により休業したとき
 - (12) 被共済者が泥酔の状態を原因とする傷病により休業したとき
 - (13) 被共済者が無免許運転中または飲酒運転中の事故により休業したとき
2. 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、弔慰給付金、高度障害給付金を支払いません。
- (1) 被共済者が新規契約の共済期間の開始時以後 2 年以内に自殺したとき、または被共済者が故意もしくは自殺しようとして高度障害状態になったとき
 - (2) 被共済者の犯罪行為または死刑の執行によって死亡したとき、または被共済者の犯罪行為によって高度障害状態になったとき
 - (3) 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき、または高度障害状態にさせたとき
 - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動を原因とする傷病により死亡または高度障害状態になったとき

第 4 章 共済契約締結に関する事項

(共済契約口数の限度)

第 13 条 本共済契約の共済契約口数は、契約および被共済者の属性に応じて、次の各号を限度とします。

(1) 新規契約の場合

- ① 個人立医療機関の開設者および法人医療機関の理事長または管理者（被雇用の理事長または管理者を除きます。また、1 医療機関内で複数の親族が診療している場合は、1 医療機関に 1 名を限度とします。）

| | | |
|--------|---------|---------|
| 54 歳まで | 55～59 歳 | 60～64 歳 |
|--------|---------|---------|

| | | |
|----|----|----|
| 8口 | 5口 | 3口 |
|----|----|----|

- ② 診療所を共同経営している場合であって親族関係でない者

| | | |
|-------|--------|--------|
| 54歳まで | 55～59歳 | 60～64歳 |
| 5口 | | 3口 |

- ③ 上記①および②に該当しない者

| |
|-------|
| 64歳まで |
| 3口 |

(2) 継続契約の場合

- ① 個人立医療機関の開設者および法人医療機関の理事長または管理者（被雇用の理事長または管理者を除きます。また、1医療機関内で複数の親族が診療している場合は、1医療機関に1名を限度とします。）

| | | |
|-------|--------|--------|
| 59歳まで | 60～69歳 | 70～74歳 |
| 8口 | 5口 | 3口 |

- ② 上記①に該当し、かつ医業収入が当組合の定める規定を満たす者

| | | |
|-------|--------|--------|
| 64歳まで | 65～69歳 | 70～74歳 |
| 8口 | 5口 | 3口 |

- ③ 診療所を共同経営している場合であって親族関係でない者

| | |
|-------|--------|
| 69歳まで | 70～74歳 |
| 5口 | 3口 |

- ④ 上記①から③に該当しない者

| |
|-------|
| 74歳まで |
| 3口 |

2. 次に掲げる被共済者は、共済休保の共済契約を再度締結することができません。

- (1) 過去に共済休保から任意で解約したことがある者。ただし、第17条（共済契約の解約）第1項第1号および第32条（被共済者による解除請求）により解約したものを除きます。
- (2) 第31条（告知義務違反による解除）の規定により共済契約を解除された者
- (3) 第24条（共済掛金の払込方法および猶予期間）第3項の規定により共済契約が効力を失った後に、第26条（共済契約の復活）の規定による共済契約の復活が行われずに1ヵ月を経過した者
- (4) 第30条（重大事由による解除）の規定により、共済契約を解除された者

（共済契約の申込）

第14条 共済契約の申込を希望する者（以下「共済契約申込者」といいます。）は、当組合が定める所定の申込書および告知書を申込書受付期間内に、当組合から業務を委託された代理店（以下「共済代理店」といいます。）を経由して審査委員会へ提出することを要します。

2. 当組合は、共済契約の申込に関する被共済者の同意を確認し、審査委員会が共済契約の申込を承認したときは、共済契約者と共済契約を締結します。
3. 当組合は、審査委員会が共済契約の申込を承認するにあたり、共済契約者または被共済者に対し共済代理店を通じて、共済契約の申込に関して必要な書面の提出を求めることおよび必要な事

項を調査することができるものとします。

4. 共済契約の締結は、審査委員会の承認直後の8月1日とします。ただし、審査委員会の承認直後の12月1日または4月1日（以下「中途加入日」といいます。）を共済期間の初日と指定することができます。
5. 当組合は、共済契約の申込を承諾し契約を締結した場合、当組合の組合印を押印した共済休保契約証書（以下「休保証書」といいます。）休保証書を作成し、共済代理店を通じて共済契約者に交付します。また休保証書をもって契約締結の通知に代えるものとします。
6. 共済契約者の住所は、第28条（通知義務）の規定による通知があった場合はその住所または届け出先をいいます。他の通知も同様とします。
7. 当組合は、審査委員会の審査により共済契約の申込を承諾せず契約を締結しない場合、契約を締結しない旨、共済代理店を通じて共済契約者に書面をもって通知し、払い込まれた共済掛金全額を返還します。

（共済契約内容の変更－増口）

第15条 共済契約者は、既に契約している口数と併せ、第13条（共済契約口数の限度）第1項第1号に定める口数の限度内で、口数の増加（以下「増口」といいます。）の申込をすることができます。ただし、次の各号に掲げる被共済者の共済契約については除きます。

(1) 増口時に65歳以上の被共済者

(2) 減口した被共済者（第16条（共済契約内容の変更－減口）第1項第3号または第4号により減口した被共済者を除きます。）

(3) 共済休保による共済金の支払いを受けた被共済者

2. 前項第3号の規定にかかわらず、審査委員会が増口の申込を適当と認めたときは、共済契約内容の変更を行うことができます。
3. 増口の申込については第14条（共済契約の申込）を準用します。この場合、同条中「共済契約の申込」は「増口の申込」に、「共済期間の初日」とあるのは「増口の共済期間の初日」に、「共済契約申込者」は「増口申込者」に読み替えて、各条項を適用します。
4. 増口の申込により共済契約内容の変更が行われた場合の支払日数は、それ以前の共済契約における共済金の支払期間があるときは、その共済金の支払期間は、新たに行われた増口分についても、共済金の支払があったものとして取り扱います。

（共済契約内容の変更－減口）

第16条 共済契約者は、所定の様式による届出により、将来に向かって口数の減少（以下「減口」といいます。）の申込をすることができます。ただし、第34条（共済契約の自動継続）の規定により共済契約が継続される場合に、被共済者の年齢により次の各号のいずれかに該当することになった場合は、減口の申込があったものとみなし、届出を必要としません。

(1) 継続前の共済契約（以下「継続前契約」といいます。）における口数が6口以上であり、継続後の共済契約（以下「継続後契約」といいます。）の契約年齢が60歳である場合には、5口を超える口。ただし、継続後契約の契約年齢が60歳であっても医業収入が当組合の定める規定を満たす場合は、契約年齢が65歳に到達したときの5口を超える口。

(2) 継続前契約における口数が4口以上であり、継続後契約の契約年齢が70歳である場合には、3

口を超える口。

(3) 継続前契約における口数が6口以上であり、第13条（共済契約口数の限度）第1項第2号③に該当することになったときの5口を超える口。

(4) 継続前契約における口数が4口以上であり、第13条（共済契約口数の限度）第1項第2号④に該当することになったときの3口を超える口。

2. 前項第3号または第4号に基づく減口日は、その事実があった日の属する月の翌月1日とします。

（共済契約の解約）

第17条 共済契約者は、所定の様式による届出により、将来に向かって本共済契約を解約することができます。

(1) 診療（勤務）空白期間が1ヵ月以上の場合

(2) 前号以外の場合

2. 解約日は、前項の届出があった日の属する月の翌月1日とします。

（契約年齢の計算および誤りの処理）

第18条 被共済者の契約年齢は、共済期間の初日である8月1日における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 第14条（共済契約の申込）第4項ただし書きの規定により12月1日または4月1日を共済期間の初日とする場合には、直前の8月1日における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

3. 被共済者の契約後の年齢は、前2項で定める契約年齢に、8月1日を迎えるごとに1歳を加えて計算します。

4. 共済契約申込書に記載された被共済者の契約年齢に誤りがあった場合は次の方法で処理します。

(1) 実際の年齢が、共済契約締結の当時、共済契約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、当該共済契約は無効とし、すでに払い込まれた共済掛金は共済契約者に返還します。

(2) 実際の年齢が、共済契約締結の当時、共済契約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の年齢に基づいて共済契約を締結したものとみなします。この場合において、既に払い込まれた共済掛金が正しい契約年齢に基づいた共済掛金と異なるときは、その差額を追徴または返還します。

第5章 共済金の請求方法および支払方式

（共済金支払事由の通知）

第19条 共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人（これらの者の代理人を含みます。）は、遅滞なく、共済代理店を通じて当組合に通知することを要します。

（共済金の請求）

第20条 共済金受取人（これらの者の代理人を含みます。第3項においても同様とします。）が共済金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当組合が求めるものを、共済代理店を通じて提出しなければなりません。

2. 当組合は、別表 3 に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
3. 共済金の請求は、休業終了後、速やかに請求書を審査委員会へ提出するものとします。ただし、請求期間が長期（数ヶ月）に及んだ場合は、月単位で請求するものとします。

（共済金の請求期限）

第 21 条 この約款に定める共済金を請求する権利は、支払事由発生時から 3 年間これを行使しないときは消滅するものとします。

（共済金の支払）

第 22 条 当組合は第 20 条（共済金の請求）に基づき、共済金受取人から共済金の請求を受けたときは、審査委員会による審査のうえ、共済代理店を通じて支払います。

2. 前項の共済金は、第 20 条（共済金の請求）の規定による手続きを完了した日（以下「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、共済金を支払います。
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、その旨共済代理店を通じ、共済契約者または共済金受取人に通知します。前項の規定に関わらず、当組合は、請求完了日からその日を含めて各号に掲げる日数を経過する日までに、共済金を支払います。
 - (1) 医療機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会 180 日
 - (3) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査 60 日
4. 前項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、第 2 項または第 3 項の期間に算入しないものとします。
5. 共済金受取人は、支払共済金の決定に関して異議ある場合は、書面をもって共済代理店を通じて審査委員会に再審査を申出ることができます。

（共済受取人の代表者）

第 23 条 同一の被共済者について共済金受取人が 2 名以上ある場合には、代表者 1 名を定め請求することとします。この場合には、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、当組合が共済契約者または共済金受取人の 1 人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第 6 章 共済掛金および共済契約者または被共済者の義務

（共済掛金の払込方法および猶予期間）

第 24 条 共済掛金の払込方法は月払とし、共済代理店が定める日に、預金口座振替により払い込むものとします。

2. 共済契約を締結する場合、共済契約申込者は、審査委員会承認直後の 8 月 1 日の前月末日までに当組合の指定に従い第 1 回共済掛金を払い込むものとします。
3. 共済掛金払込の猶予期間は第 1 項の規定により共済代理店が定める日の属する月の翌々月末までとし、この猶予期間中に共済掛金が払い込まれないときは、この共済契約は猶予期間の満了日の翌日に効力を失います。

(猶予期間中の共済事故と共済掛金の取り扱い)

第 25 条 猶予期間中に共済金の支払事由が生じたときは、未払込の共済掛金を共済金から差し引いて支払うものとします。

2. 前項の場合に当組合の支払う共済金が未払込の共済掛金に満たないときは、共済契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の共済掛金を払い込むものとします。この場合に払い込みがないときは、この共済契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(共済契約の復活)

第 26 条 共済契約者は、共済契約が効力を失った日から 1 ヶ月以内は、共済代理店を通じて当組合に対して共済契約の復活の申請ができるものとします。

2. 当組合が共済契約の復活を承諾した場合には、共済契約者は、当組合の指定した払込方法で延滞した共済掛金を払い込むものとします。

3. 当組合は、共済契約の復活を承諾した時または延滞した共済掛金を受け取った時のいずれか遅い方の時から、共済契約上の責任を負います。

4. 共済契約者が、共済契約が効力を失ってから 1 ヶ月以内に、第 26 条（共済契約の復活）第 1 項に規定する共済契約の復活の申請を行わなかったとき、または当組合が復活を承諾しなかったときは、共済契約は復活できません。

(告知義務)

第 27 条 共済契約申込の際、共済契約者および被共済者は当組合に対し、危険に関する重要な事項のうち、当組合が告知を求めた事項を正確に告げるとともに、被共済者の健康状態等に係る危険に関する重要な事項について、当組合が定める方法により告知することを要します。

(通知義務)

第 28 条 共済契約締結後、共済契約者は住所、氏名、開業・勤務別、就業先、第 16 条（共済契約内容の変更－減口）第 1 項の第 3 号または第 4 号に該当することになるとき、およびその他共済契約申込書の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく書面をもって、共済代理店を通じて当組合に通知するものとします。

2. 前項の規定による通知が当組合に到達した場合には、共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当組合に到達する前に当組合が変更前の共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けても、当組合は共済金を支払いません。

3. 共済契約締結後、共済金受取人を変更する場合は、被共済者の同意を得るものとします。

4. 共済契約締結後、共済契約者または被共済者は、診療（勤務）空白期間が生じるときは遅滞なく書面をもって、共済代理店を通じて当組合に通知するものとします。

第 7 章 共済契約の無効および解除

(共済契約の無効)

第 29 条 当組合は、共済契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、共済契約は取り消すことができます。当組合は共済契約を取り消した場合には、すでに払い込まれた

共済掛金を返還しません。

- (1) 共済契約に関し、共済契約者、被共済者または共済金受取人（これらの代理人を含みます。第3号において同様とします。）に詐欺の行為（未遂も含みます。）があったとき
 - (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき
2. 前項各号の事実があった場合でも、共済契約者、被共済者および共済金受取人（これらの代理人を含みます。）に故意または重大な過失がなかったときは、前項の規定にかかわらず当組合は、すでに払い込まれた共済掛金の全額を返還します。

（重大事由による解除）

第30条 当組合は、次の各号に該当する事実があったときは、共済契約者の住所にあてた通知をもって、当該共済契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が共済金を詐取する目的または他人に共済金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 共済金の請求に関し、共済受取人に詐欺行為があったとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該契約の継続を困難とする重大な事由があったとき
2. 前項各号の規定により当組合が共済契約を解除した場合、共済契約を解除した日より後の期間に対応する共済掛金が払い込まれていたときは、当組合は、これを返還します。
3. 第1項の規定による解除が傷病および就業不能の発生した後になされた場合であっても、第1項の将来効力の規定にかかわらず、第1項までの事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した傷病および就業不能に対しては、当組合は共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合はその返還を請求することが出来ます。

（告知義務違反による解除）

第31条 共済契約者または被共済者が、第27条（告知義務）において、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったか、または不実のことを告げた場合は、当組合は、共済契約を将来に向かって解除することができます。この場合、共済契約を解除した日より後の期間に対応する共済掛金が払い込まれていたときは、当組合は、これを返還します。

2. 当組合は、共済金の支払事由が生じた後でも、共済契約を解除することができます。この場合には共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っているときは、共済金の返還を請求します。ただし、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者、被共済者または共済金受取人が証明したときは共済金を支払います。
3. 共済契約を解除したとき、当組合は共済契約者に対し書面により通知します。ただし、共済契約者の住所が不明等の正当な理由によって共済契約者に通知できないときは、被共済者または共済金受取人に通知します。
4. 当組合は、次のいずれかの場合には共済契約を解除しません。
 - (1) 当組合が、共済契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき。
 - (2) 当組合が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。

(3) 新規契約の共済期間の開始時から5年を経過したとき。

(被共済者による解除請求)

第32条 被共済者が、次のいずれかの事由に該当したときは、共済契約者に対し当該共済契約を解除することを請求することができます。

(1) 共済契約締結後に共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

(2) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、被共済者が共済契約の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合

2. 共済契約者は、前項の規定により当該共済契約を解除することの請求を受けたときは、共済契約を解除しなければなりません。

(1) 死亡したとき

(2) 別表1に定める高度障害に該当したとき

(3) 当組合の定款第3条(地区)に規定していない区域へ異動したとき

(被共済者資格の喪失)

第33条 被共済者が、次のいずれかの事由に該当したときは、被共済者としての資格を喪失します。

第8章 共済契約の自動継続

(共済契約の自動継続)

第34条 第4条(責任の始期および終期)の規定により共済期間が終期を迎える場合、共済契約は自動的に継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、共済契約は継続されません。

(1) 共済契約者が、共済期間の終期の14日前までに共済契約を継続しない旨を当組合に通知したとき

(2) 第24条(共済掛金の払込方法および猶予期間)第3項の規定により、この共済契約が効力を失っているとき

(3) 継続前契約の共済期間が終期を迎える日の翌日午前0時における被共済者の満年齢が、75歳であるとき

2. 前項の規定により共済契約が継続される場合、当組合は、継続前契約の共済期間が終期を迎える日の翌日午前0時から共済契約が継続し、共済契約上の責任を開始します。

第9章 その他(一般事項)

(約款の変更)

第35条 この約款は、社会情勢、経済情勢等に著しい変化があった場合には、変更することがあります。

(疑義の申立)

第36条 共済契約者、被共済者または共済受取人はこの共済休保について疑義があるときは、共済代理店を経て当組合に申立をすることができます。

(訴訟の提起)

第37条 この共済契約に関する訴訟の提起については、当組合の所在地を管轄する裁判所に提起

するものとしします。

(準拠法)

第 38 条 この約款に定めのない事項については、日本国の関係法令および共済体保諸規程によるものとしします。

附則

制定・改正履歴

平成 22 年 3 月 31 日制定 認可番号：関厚発 0331 第 72 号

〔別表 1〕(第 3 条第 9 号関係) 高度障害

「高度障害」とは、次の各号の一に該当する身体障害の状態をいいます。

- イ 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ロ 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ハ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ニ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ホ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ヘ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ト 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- チ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

〔別表 2〕(第 8 条第 2 号関係) 精神疾患の範囲

新たな休業とは見なされない「精神疾患」の範囲

平成 6 年総務庁告示第 75 号に定める「疾病分類表」の大分類 a-0500～a-0504 に区分されるもの

[別表3] (第20条関係) 共済金の請求

| 共済金の種類 必要書類 | 傷病給付金・自宅療養 | 傷病給付金・入院療養 | 弔慰給付金 | 高度障害給付金 |
|--------------------------|------------|------------|-------|---------|
| 1. 共済請求書 (所定) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 事故証明書 | △ | △ | | |
| 3. 医療証明書 (所定の内容が記載されたもの) | ○ | ○ | | |
| 4. 勤務先の休業証明書 (所定) | △ | △ | | |
| 5. 休保証書 | | | ○ | ○ |
| 6. 被共済者の戸籍謄 (抄) 本 | | | | ○ |
| 7. 共済金受取人の戸籍謄 (抄) 本 | △ | △ | △ | △ |
| 8. 死亡診断書または死体検案書 | | | ○ | |
| 9. 共済金受取人の印鑑証明書 | | | ○ | ○ |
| 10. 高度障害診断書 | | | | ○ |
| 11. 被共済者の除籍謄 (抄) 本 | △ | △ | △ | △ |

△ 印は 遺族受給など必要に応じて提出願うもの。

以上